

Ⅲ-6 ゴミ

1. ゴミの出し方

ゴミは減量化やリサイクルを目的とした分別収集が行われています。

分別の種類

- 燃えるゴミ
- 燃えないゴミ
- 古新聞、古雑誌、空き缶やペットボトル

ゴミの出し方のルールやマナーを守らないと近所のトラブルの原因となることがあります。

してはいけないこと

- 決められた日以外にゴミを出す
- 指定場所以外に出す
- 分別せずに出す

分別するゴミの種類やルールは市町村によって異なりますので、役所や近所の人に聞いて下さい。役所によっては外国語でゴミのルールを説明しているところもあります。

2. その他のゴミの捨て方

(1) 電池・飲料瓶等

電池は有害な物質を含み処理に技術が必要ですので、購入した店の回収箱に返却するのが原則です。またビール、ジュースの空き瓶などは買った店に返却するとお金が戻ってくるものがありますのでお店で確かめて下さい。

(2) 容器包装プラスチック

商品を入れたり包んだりしたプラスチック製の容器や包装などはひとつにまとめて決まった日にだ出します。

(3) 大きなゴミ

不用になった家具や家電製品(ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機は下記のとおり)は、粗大ゴミとして別の決められた日に回収してもらうか個別に申し込んで引き取ってもらいます。市町村によっては有料のところもあります。

(4) エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機

一般家庭からのエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機を捨てる時には、購入した(または同じ種類の商品を買おうとしている)家電小売店に連絡し、所定の料金を払って引き取ってもらわなければなりません。引き取られた家電製品はメーカーでリサイクルされます。市役所、町村役場では回収しません。

さんこうか でんりさいくろほう
(参考)家電リサイクル法

URL http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/